

○医薬品再評価が終了した医療用医薬品の取扱いについて

(平成七年三月九日)

(薬監第一五号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局監視指導課長通知)

医薬品再評価が終了した医療用医薬品の取扱いについては、昭和六二年七月一日付薬発第五九二号薬務局長通知「再評価が終了した医療用医薬品の取扱いについて」及び同日付薬監第五四号監視指導課長通知「再評価が終了した医療用医薬品に関する監視指導上の措置について」(以下、「課長通知」という。)に基づく所要の措置をお願いしているところであるが、今後左記の点にも留意した上でその徹底方よろしくお願いしたい。

記

- 1 課長通知の「管下製造業者」とは、医薬品の製造所(輸入販売業者は営業所)を指すものであること。
- 2 再評価結果で「再評価申請後に申請者が承認を整理した品目」とされたものの取扱いは次によることとされたいこと。
 - (1) 市場に在庫品がある場合は、再評価結果通知後、速やかに当該在庫品を回収させる。
 - (2) 回収状況の把握及び確認については、課長通知中のなお書きに準じて行う。